

# 遺言公正証書

正本

公証役場

公証人



TEL.FAX.

令和5年第 [ ] 号

正本

遺言公正証書

本公証人は、遺言者 [ ] の囑託により、  
証人 [ ] 及び証人 [ ] の立会いのもとに、遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

遺言の趣旨

第1条 遺言者は、次の預貯金を含む遺言者の有する  
一切の財産を、遺言者の長男・ [ ] ( [ ]  
[ ] ) に相続させる。

なお、預貯金については、遺言執行者において払  
戻しを受け、遺言者の一切の債務の弁済、葬儀費用  
及びこの遺言の執行に関する費用の支払いに充てた  
残金とする。

記

- (1) [ ] の預金全部
- (2) [ ] の預金全部
- (3) その他遺言者名義の預貯金全部

第2条 遺言者は、遺言者の長男・ [ ] が遺言者  
の死亡以前に死亡したときは、前条記載の財産を、  
[ ] (本籍 [ ] )

公証人役場



(1)  
(2)  
(3)  
(4)  
(5)  
(6)  
(7)  
(8)  
(9)  
(10)  
(11)  
(12)  
(13)  
(14)  
(15)  
(16)  
(17)  
(18)  
(19)  
(20)

本 旨 外 要 件

群馬県 [REDACTED]

会社役員 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

遺言者 [REDACTED]

昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生

遺言者は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。 \_\_\_\_\_

群馬県 [REDACTED]

司法書士

証 人 [REDACTED]

[REDACTED] 生

群馬県太田市浜町19番29号

事務員

証 人 [REDACTED]

[REDACTED] 生

以上を遺言者及び証人に読み聞かせ、かつ、閲覧させたところ、各自その筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

公 証 人 役 場

1	遺言者	[Redacted]
2	証人	[Redacted]
3	証人	[Redacted]
4	この証書は、令和5年 [Redacted]、本公証人役場において、民法第969条第1号ないし第4号に定める方式に従って作成し、同条第5号に基づき、本公証人次に署名押印する。	
5	群馬県 [Redacted]	
6	前橋地方法務局所属	
7	公証人	[Redacted] 印
8	この正本は、囑託人 [Redacted] の請求により、令和5年 [Redacted]、本公証人役場において、原本に基づき作成した。	
9	群馬県 [Redacted]	
10	前橋地方法務局所属	
11	公証人	[Redacted] 印
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

公証人役場